

障がい基礎年金

国民年金加入中などに、病気やけがで一定の障がいがある状態になったときに受けられる年金です。

●受給の要件

次の条件をすべて満たしたときに、障がい基礎年金が支給されます。

- ① 障がいの原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかにあること
 - ・国民年金加入期間
 - ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で、年金制度に加入していない期間
- ② 保険料の納付要件を満たしていること
 - ・初診日の前日において、初診日が属する月の2か月前までの被保険者期間のうち、保険料を納めた期間と免除期間を合わせた期間が3分の2以上あること。
 - ・令和18年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の前日において、初診日が属する月の2か月前までの直近1年間に保険料未納期間がないこと。
(注) 20歳前に初診日がある場合は、年金の加入を要件としていないことから、年金の支給に関して所得制限があります。
- ③ 一定の障がい状態にあること
 - ・障がい認定日または20歳に達したときに、国民年金法の障がい等級表に定める1級または2級に該当していること。
 - ・障がい認定日に障がいの状態が軽かった場合は、その後病状が悪化し、国民年金法の障がい等級表に定める1級または2級に該当していること。(65歳になる誕生日の前々日までに請求すること)

※初診日：障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日

※障がい認定日：障がいの状態を定める日のことで、初診日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に症状が固定した日

●年金額(令和8年4月現在)

1級 1,059,125円 + 子の加算

2級 847,300円 + 子の加算

※子の加算：1人目、2人目 243,800円 3人目以降 81,300円

●お問い合わせ

◆古賀市役所市民国保課(年金・医療係) (電話：092-942-1194)

◆東福岡年金事務所 (電話：092-651-7967)

障がい厚生年金

厚生年金加入中に病気やけがなどで一定の障がいがある状態になったときに受けられる制度です。障がいの程度により1級から3級までに分けられます。(この等級は身体障がい者手帳の等級とは異なります)

●受給の要件

次のすべてに該当する場合支給されます。

- ① 障がいの原因となった病気やけがの初診日において厚生年金保険の被保険者であること
- ② 障がい認定日において厚生年金保険法に定める障がい程度であること
- ③ 障がい基礎年金(国民年金)の保険料納付要件を満たしていること

※ 厚生年金保険の被保険者は同時に国民年金の第2号被保険者でもあります。

※ 障がい厚生年金1～3級に該当しない軽度の場合でも一時金として障がい手当金が出る場合があります。

※ 障がい認定日以降に障がいの程度が該当する状態になった場合は、事後重症の制度があります。(65歳になる誕生日の前々日までに請求すること)

●お問い合わせ

東福岡年金事務所

〒812-8657 福岡市東区馬出 3-12-32

(電話:092-651-7967)

特別障がい者手当

精神または身体に重度の障がいがある在宅の方で、日常的に特別な介護を必要とする方に支給される手当です。

●対象者

20 歳以上の在宅の障がい者で下記に該当する方

- ① 重度の障がい重複している方
- ② 重度の肢体不自由で、かつ日常生活に特別の介護を必要とする方
- ③ 血液、肝臓等の内部疾患があり、絶対安静を必要とする方
- ④ 知的障がいまたは精神に障がいのある方で、日常の動作、行動にほぼ全面的に介護が必要な方

※入院中及び福祉施設に入所中の方は対象となりません。

※本人、扶養義務者などの所得が限度額以上の場合は支給されません。

●手当の支給（令和 8 年 4 月現在）

月額 30,450 円

※2、5、8、11 月に本人口座に振り込まれます。

●手続き

- ① 認定請求書
- ② 診断書
- ③ 所得状況届
- ④ 承諾書
- ⑤ 公的年金等の証書
- ⑥ 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳
- ⑦ 本人名義の金融機関預金通帳
- ⑧ 個人番号(マイナンバー)がわかるもの

をお持ちのうえ、福祉課 障がい福祉係へ(①～④の用紙は福祉課にあります)。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

(電話 092-692-1078 ファックス 092-942-1154)

障がい児福祉手当

精神または身体に重度の障がいがある在宅の方で、日常的に特別な介護を必要とする方に支給される手当です。

●対象者

20歳未満の在宅の障がい児で下記に該当する方

- ① 身体障がい者手帳 1 級または 2 級の一部の児童
- ② 療育手帳 A1 の児童
- ③ 血液、肝臓等の内部疾患があり日常生活に常時介護を必要とする児童
- ④ 精神に障がいがあり、日常生活に常時介護を必要とする児童

※福祉施設に入所中の方は対象となりません。

※本人、扶養義務者などの所得が限度額以上の場合は支給されません。

●手当の支給（令和 8 年 4 月現在）

月額 16,560 円

※2、5、8、11 月に本人口座に振り込まれます。

●手続き

- ① 認定請求書
- ② 診断書
- ③ 所得状況届
- ④ 承諾書
- ⑤ 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳
- ⑥ 本人名義の金融機関預金通帳
- ⑦ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの

をお持ちのうえ、福祉課 障がい福祉係へ（①～④の用紙は福祉課にあります）。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

（電話 092-692-1078 ファックス 092-942-1154）

特別児童扶養手当

20 歳未満の重度 ・ 中度の障がい児を養育監護している父母または養育者に支給される手当です。

●対象者

20 歳未満の障がいを有する児童を養育監護している方で、なおかつ児童の障がいの状態が障がい基礎年金受給者と同程度であること

※対象者本人、配偶者、扶養義務者などの所得が限度額以上の場合は支給されません。

●手当の支給（令和 8 年 4 月現在）

1 級 月額 58,450 円

2 級 月額 38,930 円

※4、8、11 月に受給者の口座に振り込まれます。

●手続きに必要な書類

- ① 診断書
- ② 身体障がい者手帳・療育手帳
- ② 請求者名義の通帳
- ③ 世帯全員分の個人番号（マイナンバー）がわかるもの

※申請前にご相談ください。診断書を省略できる場合があります。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 子ども家庭センター 保育・手当係

（電話：092-942-1157）

児童扶養手当

父母の離婚、父(母)の障がいなどによって、父(母)と生計を同じくしていない児童(※)を監護している方に対して支給される手当です。

※日本国内に住所があり、18歳到達後の最初の3月31日までにある児童

(障がい児については20歳到達月まで)

●対象者

次のいずれかに該当する児童を監護している父(母)、または父(母)に代わってその児童を養育している方

- ① 父母が離婚
- ② 父(母)が死亡
- ③ 父(母)が一定の障がいの状態にある
- ④ 父(母)の生死が不明
- ⑤ 父(母)から1年以上遺棄されている
- ⑥ 父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けている
- ⑦ 父(母)が1年以上拘禁されている
- ⑧ 母が未婚

※ 所得制限があります。

●手当の支給(令和8年4月現在)

区分	第1子	第2子以降加算額
全部支給	48,050 円	11,350 円
一部支給	11,340 円から 48,040 円	5,680 円から 11,340 円

※1, 3, 5, 7, 9, 11 月に受給者の口座に振込まれます。

※所得額に応じて全部支給と一部支給があります。

●手続き

対象になる方の状況によって違いますので、窓口にて説明いたします。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 子ども家庭センター 保育・手当係

(電話:092-942-1157)

腎臓疾患患者福祉給付金

身体障がい者手帳を持ち、就労等により午後 5 時以降に人工透析療法を受けている方の通院に伴う交通費の一部を助成する制度です。

●対象者

身体障がい者手帳を持ち、就労等の理由で午後 5 時以降に月 5 回以上人工透析療法を受けている方で、次のいずれかに該当する方

- ① 通院距離が片道 10km以上（自宅から医療機関まで）
- ② 公共交通機関やタクシーを利用して 1 か月 2,000 円以上の交通費を負担した方
（タクシーの場合、申請時に領収書が必要です）

●支給額

月額 2,000 円（令和 8 年 4 月現在）

●手続き

福岡県粕屋保健福祉事務所にて受付

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

（電話：092-692-1078 ファックス：092-942-1154）

福岡県心身障がい者扶養共済制度

障がい児(者)の保護者が、毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万一のこと(死亡・重度障がい)があったとき、障がい児(者)に終身年金が支給される制度です。

●対象者

次のいずれかに該当する障がい児(者)を扶養している保護者

- ① 知的障がい児(者)
- ② 身体障がい者手帳 1～3 級の方
- ③ 精神または身体に永続的な障がいがあり、①・②と同程度と認められる方

●加入できる保護者の要件

- ① 福岡県内に住所があること
- ② 年齢が 65 歳未満であること
- ③ 生命保険に加入できる健康状態であること

※1 人の障がい児(者)に対し、加入できる保護者は 1 人です。

●掛け金

掛け金の月額保護者の加入時の年齢に応じて決まります。

※一人につき 2 口まで加入できます。掛金月額は、制度の見直しにより改定される場合があります。

●年金額

1 口につき月額 20,000 円

* 制度の見直しにより、改定される場合があります。

●一時金

・弔慰金

1 年以上加入した後に、障がいのある方が先に死亡したときは、加入期間の長さに応じて保護者に弔慰金が支給されます。

・脱退一時金

5 年以上加入した後に脱退したときまたは加入口数を 2 口から 1 口に減らした時は、加入期間の長さに応じて脱退一時金が支給されます。

●加入手続き

- ① 加入等申込書
- ② 申込者告知書
- ③ 年金管理者指定届書(* 障がい児(者)が年金を管理することが困難な時のみ)
- ④ 申込者及び扶養している障がい児(者)の住民票
- ⑤ 印かん
- ⑥ 障がいの状態を証明するもの(身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳など)をお持ちのうえ、福祉課 障がい福祉係へ(①～③の用紙は福祉課にあります)。

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

(電話:092-692-1078 ファックス:092-942-1154)